改正後	改正前
（研修等） **第七条**　（略） 2　各省各庁の長は、新たに職員となった者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員その他職責等を考慮して人事院が定める職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。 3　（略） （苦情相談への対応） **第八条**　（略） 2・3　（略） 4　人事院は、職員以外の者であって職員からセクシュアル・ハラスメントを受けたと思料するものからの苦情相談を受けるものとし、当該苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事院事務総局の職員のうちから、当該苦情相談を受けて処理する者をセクシュアル・ハラスメント相談員として指名するものとする。この場合において、当該苦情相談の処理については、規則一三―五（職員からの苦情相談）第四条（第三項を除く。）から第九条までの規定の例による。	（研修等） **第七条**　（同上） 2　各省各庁の長は、新たに職員となった者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。 3　（同上） （苦情相談への対応） **第八条**　（同上） 2・3　（同上） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一五―一四―三七

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿日直勤務） **第十三条**　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。 一・二　（略） 三　次に掲げる当直勤務 イ～ヌ　（略） ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務 (1)　（略） (2)　内閣府本府、金融庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター、近畿圏臨海防災センター又は地方気象台における災害発生に係る緊急業務 (3)～(6)　（略） 2　（略）	（宿日直勤務） **第十三条**　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。 一・二　（略） 三　次に掲げる当直勤務 イ～ヌ　（略） ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務 (1)　（略） (2)　内閣府本府、金融庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センターにおける災害発生に係る緊急業務 (3)～(6)　（略） 2　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。